

国語表現法教育実論序説

—— “国語表現法研究” の構想とその実践 ——

江 端 義 夫
(1982年10月1日受理)

An Introduction to a Practical Theory of Educational Methods concerning the Usage
of Japanese Expressions – A Conception and its Practice for Studying
the Usage of Japanese Expressions –

Yoshio Ebata

In this paper, the author tried to construct a conception of the educational methods concerning to the usage of Japanese expressions through actual practice within school lessons. Trial were conducted with third year students of Hiroshima University, during the second semester of 1980 and 1981.

I decided that this trial should be based on the broadest and most unified viewpoint possible, that is, the learning of a human expression. I have endeavored to build a system of that learning process.

The following contains a partial list of observations from the actual class activities.

- 1) We recognized we should have assisted the students with the integration of various human events in order to facilitate more precise Japanese expressions.
- 2) Symbolic representation, or non-verbal representation is becoming very important with in the whole of Japanese expressions and is gradually finding acceptability in the learning of human expressions.
- 3) Practicing the usage of Japanese expressions in class is for us a fresh effort forward the creation of such expressions for both students and teachers, one another.
- 4) Our educational trial has as a purpose the enhancements ability to more precisely express his/her humanity, personality and the attainment of a more profound knowledge of the national culture.
- 5) We should create consistent and systematic curricula based on the results of this trial, seeing it through from the elementary school till the university or beyond.
- 6) The purpose of this research is to find the ideal system of Japanese education.

This paper is merely an introduction of my own tentative theory. I intend to continue to study this problem by further applying my theory.

はじめに

人間は、泣き声の訴えから始まる表現者である。表現することを生命とする自律体である。たとえ表現事実が、気まぐれのように見えたとしても、それを、汎人格の一表出として全一的に把握してみると、そこに、かけがえのない重みが感じられる。

筆者は、いま、表現の意味を能う限り広く解することにしたいと考える。書きことばの文章表現は言うに及ばず、話したことばの、いわば話体に相当する単位についても、表現の名辞を冠してみたいと思う。こうして、道具を使用せずに、人間の肉体だけで行う伝達営為を、「表現」と見ていくのである。

表現は、人間として、根本の生態である。表現は、

創造する行為および結果である。無から有へと現実が変化することが、本来の意味であろう。極而曰く、無から有へと次元を転ずるとも言える。白い雪の上に、足跡を残すことによってとえられもする。一個人の人生での歩みは、常に後戻りのきかないレールの上の表現行為である。その表現の事象が、反省的であるか否かは、主体の意志に関わることである。しかし、所属する社会が表現者の自由を、規定しているという面から言えば、表現は、個人と社会との共営作業である。言いかえれば、理解をとりこんだ表現の創造が、個人の意志にまかされているのである。

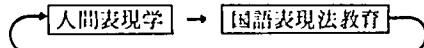
国語表現法といえば、国語という教科の中で、主として作文教育の方法と実践とを行う分野と考えられるがちである。だから、国語表現法研究というのは、国語（日本語）の表現方法の修辞的な側面を、経験に基づいて説くか、または、文章表現の分類把握に重点が置かれたと言えば言い過ぎだろうか。しかし、国語表現法の理想は、言語の具有する社会体系に依拠して、最大限に、人間の表現能力を伸展せしめ、平和な人類社会をつくろうとすることであろう。

以下では、あえて、旧来の国語表現法の常識から離れて、若干の考察を試みたい。あくまでこれは、私の「国語表現法教育」の序説である。

I 人間表現学の体系¹⁾

1. 人間表現学と国語表現法教育

国語表現法教育は、一体、どういうものであろうか。それを筆者は、次のように考えている。この際、思いきって、巨視に徹してみることにしたのである。



(基礎)かつ(応用) (応用)かつ(基礎)

人間表現学とは、聞きなれない術語である。これは、「人間全一表現論」とも言いうるものである。意図するところは、たとえば、一つの文表現を、生きた全体

として、できる限り総合的に、多面的にとらえるということである。そこには、人間という表現主体の存在を見とおす必要がある。たとえ、個人の匂いが希薄に見える表現でも、そこには人のうごめきが知らされるようでありたい。このように考えれば、「人間表現学」で、人間法則を発見し、さらに、国語表現法教育でそれを実践し、不備を反省して、人間表現学の体系の流动性をふくらませていくことができるるのである。

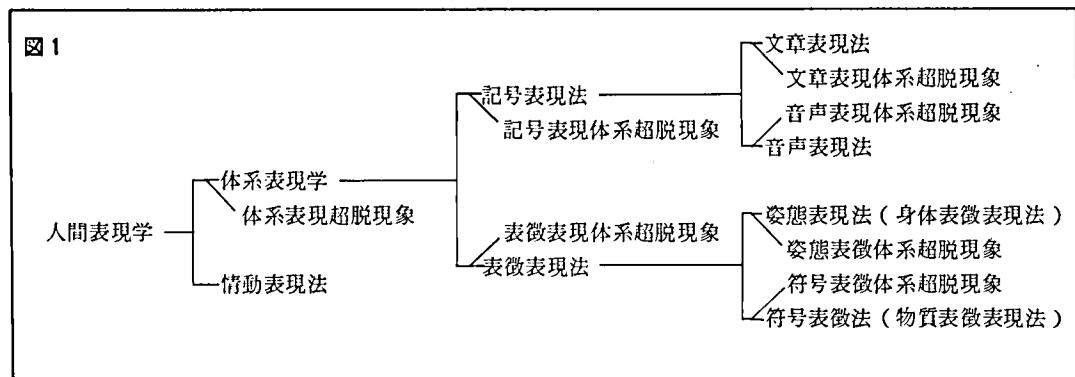
2. 人間表現学の構造²⁾

筆者は、人間表現学の構造を、次のように考えてみたい。（図1）

下図の構造図について、若干の特色を記せば、次のようであろうか。

- ①これは、人間の、一身より発する表現行為を、全般的に問題としている。
- ②体系という社会規範を、他の一方の「体系表現超脱現象」と併存させることによって、言語内の動向面が考慮されている。体系をこわしていく力、ことばを改新していく個の力を重視している点が、注目される。
- ③書きことばの表現法を、文章表現法とし、話すことばのそれを、音声表現法と規定することは、一般的であろう。これらを合せて、記号表現法とまとめるのは、大胆かもしれない。しかし、記号は、一定の組織体である。その体系的なしきみがより濃厚な点に注目したのが特色であろう。
- ④表徴表現法とは、新機軸であろうか。³⁾これは、記号表現法に対立させてある。ところが、口や耳の不自由な人は、表徴法という一種の記号法によって、表現の行為を行っている。文章や音声とはかなりちがっているかもしれないが、彼らは言語という体系の枠組みの中で、身体象徴の組織体系の運用を通して、伝達活動を行って

図1



いるのである。これは、言語記号の表現性ばかりでなく、表徴表現の諸問題を、人間表現学の一課題として考察してゆくべき、未開拓の領野である。

⑤現実の表現生活では、上記の体系を運用する個人の表現選択能力や、言語感覚が問われるであろう。「教育」という活動を考えれば、「体系」と「それを超脱する現象」とを調和させる新しい視点が、これからの課題となるであろう。

言語の事実を記述して、背後の心理を総合的に分析してゆかねばならない。

3. “国語表現法研究”と国語表現法教育

国語表現法研究と国語表現法教育とは、常に車の両輪のように、同時に考えられなければならないものである。国語の表現法について、独創的に研究し、それらを教室現場や実際生活で応用実践してゆくことは、実学としての性格を明確に示すと言えよう。

特に、ここで“国語表現法研究”的ように“”で囲っているのは、それが、授業科目の一つであることを表している。⁴⁾したがって、生涯にわたって、自己の言語表現の発展を希求し、練磨する営みを、国語表現法研究という。他方、大学における一定の時期に、国語教師をめざす学生が、日本語を対象とした国語表現の研究に従うとき、その授業科目を“国語表現法研究”というのである。(ただし、このような場合にも、従来は「国語表現」「国語表現法」「国語表現論」などと、種々に呼称されてきている。)

4. 国文法と国語表現法

国文法と類似の概念で、国語表現法という名辞を設定する研究者群がある。国語法という術語が国文法になり、さらに国語表現法へと変化してきた。文法概念の拡大は、意味のあることである。国語表現という次元にも至れば、静的分析にとどまることはできないであろう。表現能力や、表現選択力さえも問題となろう。そうなれば、もはや、文法論としてのみの「国語表現法」というものは存在しにくい。我々のめざしているところの「創作」と「体系」と「余剰(超脱)」とをとりこんだ“国語表現法研究”とそれとの境界は、判然としなくなってくる。もはや、「表現」の語を使用した段階で、創造性はさけて通れなくなっていると言えなくはない。しかし、文法論の枠内で思考を広げても、ゆく手には大きな壁がある。文の構造や、職能の分析が優先されるからである。表現次元への昇華には、てまひまがかかりすぎる。そのうちに、表現主体の自由な精神を研究対象とすべきこの科学の意図は、消え去

りがちになるであろう。

国語表現法、国語表現法研究と筆者が言うとき、それは国語法、国文法研究とは、必ずしも全ては重ならない。文を基本としてはいるが、目的が異なるのである。日常生活の幸せのために、表現の幸福のために、我々は、“国語表現法研究”国語表現法教育に邁進しなければならないと考えるのである。

5. 人間表現学の下位次元

先に表示した構造の中から、文章表現法、音声表現法、表徴表現法を取り出し、どのような問題があるかについて、検討してみたいと思う。

(1) 文章表現法

この領域では、小説作法、文章作法、文章読本、文章論、文章表現論、文章入門、作文教育、作文技術、綴方教育などと、著名な作家やルポライターや研究者などの手による導きの本がある⁵⁾。彼らによるすぐれた助言や指摘の中には、日本語によって表現しようとする者が、すべからく参考にすべきことがらが少くない。しかし、文章を書き表す行為は、目的と主体と場面と歴史とに応じて、多様であるから、秀れた文章作法書が、万人の役に立つとは限らない。適用されうる場合と、例外とがあるのである。

筆者は、今、文章表現法の指導上、次の事項が、高校生・大学生のために、教室現場で指摘されるべき最小限に必須のことながらだと考えている。

<国語表現(文章表現)のために>

○はじめに

- 1 総合力の発揮
- 2 言語感覚の練磨
- 3 書く生活の習慣化
- 4 表現の形式
- 5 自他の意見の峻別

一、文表現上で注意すべきこと

- 1 文の長さ
- 2 句読点
- 3 主述の整合
- 4 修飾部と被修飾部との位置
- 5 文末の言いおさめ方

二、連文(文章)表現上で注意すべきこと

- 1 書き出し
- 2 文章の結び
- 3 文と文との連接
- 4 段落のつくり方
 - ①時間や場面を変える。
 - ②視点を変える。
 - ③従前と異なる意見を述べる。

- ④論旨を次の段階へ展開させる。
- ⑤従前と異なる資料や対象を取り扱う。

- 5 主題の展開
- 6 文章の構成
- 7 魅力に富んだ文章表現
 - ①明晰な文章
 - ②わかりやすい文章
 - ③感じのよい文章
 - ④独創的な文章
 - ⑤個性的な文章

- 三. 語句の選択に関すること
 - 1 適切な語句の使用
 - 2 感情を表す語句
 - 3 美を表す語句
 - 4 抽象を表す語句
 - 5 具象を表す語句
 - 6 対句・比喩・助辞の呼応

- 四. 漢字の問題
 - 1 文脈上の意味と語の意味
 - 2 上位概念と下位概念
 - 3 同音語・類義語・反対語
 - 4 常用漢字

- 五. 表記の問題
 - 1 漢字の誤字
 - 2 あて字
 - 3 送り仮名と現代仮名遣いの要領
 - 4 符号の使い方
 - 5 文字の字形・字体・大小
 - 6 推敲

以上の大綱にもとづいて、ふさわしい文章例をさがして学んだり、批評したりする勉強が、積まれなくてはならない。文種の如何を越えて、文を書き綴る上での基本的な問題点が、系統的に整序されるように配慮した。

文章を書き表す毎日の生活は、人生修業であろう。書き表して、自己を見つめる。表現の高まりが、当然人間形成へと止揚されてゆくべく、学の姿勢に立たなければならない。まず、書く習慣をつけることが先決である。書くことが億劫でないのが尊い。自由に書きつけて、それを整理し推敲するのである。文章を書く行為は、一軒の家を建てるようなものだから、実際は、大変に難儀なことなのだ。だから、構想をねったり、フレームワークを書きつけることが嫌でないとなれば、大成功と言える。

無限の高みがある文章表現法の高峰に向けて、人は、生涯をかけて、自分の背丈にあった山を築いてゆくのである。

(2) 音声表現法

これに関して、筆者は、音声を用いる表現生活と規定している。ただし、人間の発する音声が対象であって、機械音声は含まない。

国語教育のために、話すことばの世界を、適切に分類把握する必要があろう。

今日は、マスメディアをはじめとして、人ととの接触や移動が著しい。それに伴って、多様な話すことばの世界に出合う。円滑な話すことばの生活が、人々の課題になっている。そこで、どんな話すことばの生活があるのか、教室で教えることができるのか、教室現場で教えにくいことは何か、などを考えておく必要があるであろう。

筆者は、話すことばの生活を、領野本位に分類して、以下のような梁をまとめている。

<音声表現法>

1 「とりまとめ」領野

- ①会議（会談・協議・討論） ②司会 ③話し
あい（会話・座談会・対談・談話） ④問答
(発問・回答・質問・答弁)

※これは、必ず複数回の協調のもとに、解決を
みたり、高められたりするものである。

2 「自己主張」領野

- ①意見発表（口頭研究発表・公表・声明） ②講演（講義・演説・講話） ③批評（批判・やじ・講評） ④スピーチ（謝辞・式辞・祝辞） ⑤説明（説話・解説・ガイド・案内）

※これは、一人語りが中心となるものであり、
聞き手の数や場の雰囲気に応じて、自己主張
の内容が変えられる。

3 「技芸」領野

- ①演劇（劇・放送・ドラマ・ニュース） ②音
芸（朗説・朗詠・暗誦・音説・詩吟・声楽・念
仏・読経）

※これらは、音の聞こえや美しさについて、特
に藝術性や伝達効果などを配慮していると考
えられるものである。

4 「声かけ」領野

- ①挨拶（出会い・別れ・労働・祝言・人生儀礼） ②電話の用談 ③おしゃべり（立話・陰口・冗談） ④伝言（口伝・電信・申しわたし・連絡） ⑤口論

※これらは、身がまえることが少ない話すこと
ばである。それゆえに、内容も多様であり、
渾然としている。

以上を通観すると、数字の若い方に、より多くの教育努力が必要であることが判る。「声かけ」領野などは、

声をかけること自体に、すでに目的の大半があるという性質のものである。特に、私どもの日常生活では、特に、「あの人は、私に声もかけて下さらなかった」という不満がましいことばを聞く。そこでは、結局、相手の意向の如何に関わりなく、ただ、「声をかける、あいさつをする」行動に重点が置かれていることを見落してはならない。

ところで、これらの四つの「領野」ごとに、話すことばの理法を詳しく検討し、教育法を創造してゆくことが望まれる。その際、筆者は、言語教育の側面から、次の柱の方法論を確立し、子供らの発達段階に応じた、適当な教育法を編み出していくことが期待されると思う。

- | | | |
|-----------|------------|---------|
| 1 発音法 | 2 発声法 | 3 息つき法 |
| 4 間読み法 | 5 抑揚法 | 6 強調法 |
| 7 級急法 | 8 調音器官の健康法 | 9 正しい姿勢 |
| 10 精神の健康法 | | |

以上の10項の内的組織についての各論は、今後の課題であり、未開拓であるが、総合的に帰納される必要があると思う。先の四つの領野と、今の柱の方法論との兼ね合わせによって、国語教育の、話すことばにおける多様な側面の分析が、合理的に進められることであろう。多様な音声表現法の体系が、ここに、透視されよう。具体的な事例を投入しての総合的な考察は、これからである。

その際に、幼児の音声表出について、出生の第一声から、文化としての音声生活を習得していくまでの細かな記述的研究が、音声表現法研究の将来に、大きな展望を与えることになるであろう。音声表現は、瞬時に消えてゆくのが定めである。全体的な人間表出としての発話を、技術をこえて、気高く磨きあげるために、愛情のこもった話者にならなければならない。

(3) 表徴表現法

これには、二つの領域がある。一つは、「記号の組織化が比較的進んでいる」領野である。たとえば、点字がそれである。点字には、文字体系に類似した法則があるようだし、それに基づいて、記号体系が成立しているようだ。点字以外にも、ものごとを表徴化して、概念を簡潔な形で伝達しようとする方法がある。それの典型は、交通信号である。「赤一青一黄」によって、「止まれー進めー注意」を表示することができる。また、種々の道路標識があり、それらが、言語と同等の作用を我々に課している。中には、簡明で誰にもよく判る標識もあれば、一見して煩瑣すぎるものもある。

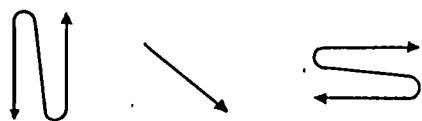
これらの他にも、地図上の記号、電信電話関係の諸記号や信号などがある。全て、我々は利用者として、それらの使用を強制されているが、それでいいのかどう

うかは問題である。

最近は、コンピューターの言語という言い方もある。コンピューターの文法とも聞く。今日の時代は、言語記号のみが、国語表現の対象ではなく、もっと広範に記号伝達法として、再考してゆかなければならぬと考えられる。

二つめは、「しぐさで訴える」領野である。これは、シンボルとしての身体表現を問題とする。記号の組織化が、比較的進んでいない領野と言える。音声言語、文字言語、点字や諸記号標識以外の伝達として、話者の身体を媒体として、伝達行為を行うことができる。たとえば、手話が、その好例である。人間の言語の一種として、手話をもとり入れることは、漸新であろう。手話にも、文法や語彙や表現性などが考えられよう。

人間の特質の一つに、言語の使用がある。この場合、文字による言語、音声による言語ばかりを考えがちであるが、それは片手落ちである。音声器官の故障や手指の事故で、一般的な言語作用を行うことができなくなってしまっても、人間であることを失ったわけではない。言語を伝える方法、すなわち道具を変換すると考えればよいだろう。誰もが、道具としての言語伝達の手だけを失う事態にあるのである。身体表現の方法は、手話のみに限らない。実際、頭、顔、歯、口、唇、目、手指、腕、体のしぐさなどが、かなり体系的に組み合われて、表現行動が行われている。たとえば、頭を縦に振れば肯定であり、頭を横に振れば否定である、どちらとも言えない時には、首を傾けて、思案げなふりをする。これらによって、ひとまず、応答の身体表現は記述されたと言えよう（日本語文化圏での場合）。



肯定(はい！) 保留(ええっと…) 否定(いいえ！)

さて、表徴表現には、これからなされるべき事項が山積している。今まで、あまりにも等閑視され続けて来た歴史がある。障害者に対する、人間としての認識と社会の温い支援によって、この分野（表徴表現法）の研究が、いよいよ、盛えることが期待される。

II 「国語表現法研究」演習の開示

昭和55年度後期、昭和56年度後期に実施した「国語表現法研究」の演習について、以下に具体的に考察する。主に昭和55年度を中心とすえ、次年度のを付随させる。

1. 基本姿勢八箇条（昭和55・56年度共通）

国語表現法研究の演習に臨む上での研究態度について、八つの基本姿勢を示し、進むべき方向を確認した。

- (1)努力を重んじる。
- (2)独創を重んじる。
- (3)具体を重んじる。
- (4)発展性を重んじる。
- (5)誤りなきを重んじる。
- (6)美のセンスを重んじる。
- (7)体系性を重んじる。
- (8)論理を重んじる。

これらは、研究に従事しようとする者にとって、日頃から自らに問いかけていなければならぬことばかりである。改めて八つをとりたて問題とすることに、教育現場での特色がある。

2. 実践の方法

《昭和55年度後期の場合》

- (1)期間：昭和55年10月16日～56年2月19日まで、
- (2)学習者：広島大学教育学部教科教育学科国語教育専修の3年生を中心とした32名である（心理学、教育学、英語教育学専修の学生若干名を含む）。
- (3)授業の展開：第1回～5回が、いわゆる「代表質問方式」である（点呼5分、演習担当者による発表40分、グループ討議15分、グループ代表者の質問討議30分、先週担当者による継続課題についての回答説明10分）。第6回～12回は、いわゆる「シンポジアム方式」である（点呼5分、演習担当者の発表30分、全員による「質問ノート」書き15分、シンポジアム30分、先週の担当者による残された「質問ノート」への回答説明10分、講評10分）。
- (4)担当者：三人一组の演習担当者が、あらかじめ筆者によって指定されたテーマ（昭和55年度）または、自分で自由に選択したテーマ（昭和56年度）に基づいて、十分な質量のプリントを用意する。
- (5)質問ノート：教室では、全員発言を原則とした。したがって、担当者の発言内容について、全員が400字點原稿用紙1枚に、「質問ノート」を書き、提出することにした。それらを収集し、担当者は三人で合議の上で、回答する。時間の都合で触れられなかった質問事項については、次週にプリントで回答するのである。
- (6)継続課題のプリント化；担当者は、全員の「質問ノート」を整理し、発展的なプリント資料を

整え、次週に提出する。本発表と発展研究の発表との二回、プリント作成を行うことになる。

3. 演習の実際

《昭和55年度の場合》

昭和55年度の場合は、課題（テーマ）を、先に示して、それに基づいた研究作業をさせた。それらを、文章表現法→音声表現法→表徴表現法の順に掲げれば、次のとおりである。

- 第1回 「の」について
- 第2回 「と」「も」について
- 第3回 「は」「が」について
- 第4回 文体をみがく
- 第5回 私の句読法を求めて
- 第6回 悪文から名文へ
- 第7回 文章表現力を養う生活のために
- 第8回 毎日の挨拶、高めあう会話、会議、座談会の司会、インタビューの心得
- 第9回 研究発表、放送、朗読、本読みの方法
- 第10回 教室話法、スピーチ、講演の方法
- 第11回 手話の方法およびその表現性
- 第12回 シンボルとしての身体表現の構造およびその文化

半期完結という制約のために、テーマが大きかったり小さかったりしている。しかし、初回のころには、具体的で基本的なテーマを設け、終りころには、総合的な課題を置いたつもりである。

さて、55年度での1例をとり出して、その実際を紹介しよう。授業録音もとっているが、今回は概略を記すにとどめる。

1981年2月5日、第10回「国語表現法演習」、担当者—阿武慎治・芦村真奈美・石橋孝彦の三人。テーマは、「よりよい教室話法を求めて」である⁶⁾

これは、筆者が最初に設定した「教室話法・スピーチ・講演の方法」の内から、一つをとり上げ、考察したものであった。プリントは8枚、次週での「質問解答・補足プリント」は3枚である。目次は次の通りである。

- 1 「教室話法」とは？
 - (1)定義 (2)意義 (3)教室話法を追求する意義
- 2 教室話法の特性
 - (1)講演 (2)スピーチ (3)「教室話法」
- 3 「教室話法」の分析
 - A教師の話法 B学習者の話法
- 4 共通語と方言
- 5 教室話法習得の為の一考察
- 6 展望

次に、上の目次に添って、プリントが作成されている。発表プリントの体系が明瞭であることが特色である。担当者は、「教室話法」を次のように定義した。

教室話法とは、授業において使用される専門話法である。授業で使用される話法は、教師の話法と学習者の話法とに分けられる。そのうち、教師の話法は一般是教育話法と定義されるが、教室話法は、その中で場面を授業に限ったものとする。

そして、野地潤家先生の術語「教育話法」を参照しつつ、「教室話法」追求の意義を次のように述べた。

「教室話法」を意識しなくては、効果的な授業はできない。そして、その話法は、自然に身につく類のものではない。故に、私達はよりよい「教室話法」というものを、常に追求しなければならない。

以上で、担当者は、与えられた課題を、ひとまず、自分達の問題として掘り下げるようである。さらに進んで、「教室話法」の分析を試みている。肝心の「話法性」は、(a)音声要素、(b)語彙要素、(c)内容要素、(d)態度要素が、(e)総合されたものであるとする。

そして、(a)音声要素では、次の七つの観点が注意されなければならないという。

I 発音（説明ことばは省略） II アクセント

III 音量 IV 強弱 V 抑揚 VI テンポ VII 間

次いで、教師の教室話法として注意すべき(b)語彙要素として、次のような事項をあげている。

I 学習者の発達段階に応じた語を使用する。抽象語・専門語・外国語を使う際には注意する。

II 指示語、接続語を必要以上に多用しない。

III 概念の確立されていない語は、使用しない。様ざまな意味で受け取られるようなことばは避ける。

IV 自分のことばで話す。自分自身で良く理解した上で、自分の話すことばに責任を持つ。

V 丁寧のことばを使う。

VI 語彙上の癖に気をつける。

主要な項目がとりあげてあり、興味深い。貫く精神は、「学習者が理解しやすいことばを使用する」ということにあるようだ。

次に、(c)内容要素として、二点を挙げている。

I 話題の選択（説明ことば省略） II 話しぶり

(d)態度要素、(e)総合は省略する。以上が教える側の教室話法であった。それに対して、今度は、学習者の教室話法をとりたてている。

次いで、「教室話法」習得のための一考察”が一章をなしている。これは、毎日の国語生活を改善していく為の案が提示されたものである。その趣旨は、「教

室話法は、日常話法とは異なる専門話法であるが、基盤は日常話法にある。よって、普段から日常話法そのものを高めようとする努力が必要である。」と説明されている。

最後に、「展望」がある。反省と今後の希望が述べられている。以下に引用する。

① 今回は、なるべく視点を音声表現に絞ろうとしてきたが、「教室話法」は本来、教授技術と切り離しては考えられないものである。授業の導入、発問と助言など、さらに問題を深めて考えていく必要がある。

② 私達は、この演習を行っていくうちに、「教室話法」が、その重要性のわりには、他の教授技術に比べて、軽んぜられているという思いを強くした。「教室話法」を磨く場というものを、真剣に考える必要があるのではないだろうか。

上記2点の展望のうち、特に後者は、筆者の問い合わせに対して、正確に答えてくれた真摯な意見として貴重であると思う。

参考文献には、次の9点があがっている。

野地潤家『教育話法の研究』柳原書店、平井昌夫『教師の話し方・その基本』明治図書、古田拡『教師の話術』共文社、石田佐久馬『発問・板書・ノート』東洋館出版社、江口恒男『人を動かす説得術』日経連、平井昌夫他『発問と助言』明治図書、中沢政雄『国語科の発問』明治図書、荒木茂『表現よみ入門』一光社、『学習指導要領、小・中・高』文部省

しかし、徳川夢声『話術』がとりあげてなかったり、その他の基本文献が、あがっていなかったりして、参考文献のとりあげ方が十分であるとは言えないけれども、一つの研究発表としての体裁はとれているようである。

意欲的な発表に対しては、質問も活発に出る。そこで、次掲のような意見や質問が出された。

- ① 「教室話法」には、生徒の話法も入るのか。
- ② 父兄や上司に対するものが、「教室話法」に入るのか。
- ③ 「授業において使用される専門話法」では、学習者としての話法は入らないのではないか。
- ④ 話法と話術とのちがいは何か。
- ⑤ なぜ「教室話法」だけとりあげたか。
- ⑥ スピーチ、講演についても同様に分析してほしい。
- ⑦ 人格と性格とは、同等のものか。
- ⑧ 教育者性とは、一般に使用されている語か。
- ⑨ 教育者性について、詳しい説明がほしい。

- (10) 教育者性が、どのように話法と結びつくのか。
- (11) 人格の分け方が曖昧である。
- (12) 親和と威厳とを兼ね備えた話し方とは何か。
- (13) 「自分のことばで話す」とはどういうことか。
- (14) 科学的なものの見方とは、曖昧すぎる。
- (15) 正しいアクセントは何か。
- (16) 接続語を必要以上に多用しないことによる弊害は、接続詞をあてても一致せぬことか。
- (17) 音声表現の「必要以上」等の基準とその効果は?
- (18) 「自分自身のこと」を話題として、小学生に考えさせないのは意図があるか。
- (19) 話りと共通語とに矛盾はないか。
- (20) 音声要素には、さらに、トーン(Tone)があるのではないか。
- (21) 接続語の使い方は、音声要素ばかりでなく、「相手を尊重する態度」(態度要素の一つ)に入らないか。
- (22) 態度要素をもっと重視すべきだ。
- (23) 抽象語の把握と発達段階との関係は?
- (24) 「オーバーな態度」に対する発達段階は?
- (25) 話すことばの標準は、何を根拠にしたか。
- (26) 学習者の発達段階をもっと考へては?
- (27) 性による話法のちがいについて。
- (28) 好む、すべて捨ててよいものか。
- (29) 教師の個性と話法との関わりは?
- (30) 個性はつぶしてはいけないのでないのではないか。
- (31) 流行語の使用についての判断。
- (32) 生徒をひきつける話法とは?
- (33) 分り易くよりは、生徒のレベルアップの方を優先すべき。
- (34) 教科による話法の使い分けは?
- (35) 教材による話法の使い分けは?
- (36) 雜談と学習内容に関わることとの間の、話法の差は?
- (37) 即応性・ウイットの問題は?
- (38) 学習者が話法を習得するための考察は?
- (39) 听き手としての要素を、もう少し重視してもよかつたのではないか。
- (40) 「正しい日本語」を習得する目的は?
- (41) 方言の学習も、ある学年になれば、考えなくてよい。
- (42) 身近な例をあげるために方言を使うのなら、俗語を使うことと差がないのか。
- (43) テープレコーダーによる取材活動の実際は?
- (44) テープレコーダー資料の批判。
- (45) 話法でのテンポの違いは、同一人物でないからではないか。
- (46) 教室話法の訓練は?
- (47) 方言の使用については?
- (48) 方言特有の理論構造について。(全質問数58)
- このように、質問ノートには、出席者全員が、必ず一つ以上の質問を、演習担当者に提出している。全員が加の演習のたてまえだからである。問題意識を持って臨む主体的な聞き方が要請されているからである。
- 以上で、第10回めを担当したグループについての大ざっぱな記述報告を終える。随所に、勇気のある発表があり、目を見張る思いで聞き入った。しかし、本当に、現場で、生きた子どもたちに対して、それらのプランを実行しようとした時は、成功するか否かは、理想と現実とのはざまを埋める心意気で臨む必要がある。

《昭和56年度の場合》

さて、昭和56年度のテーマは、昭和55年度のとは、多少趣きをかえている。すなわち、次の通りである。

- 第1回 “作文または「本とつきあう法」の事”
(加藤周一『甘葉と人間』)について
- 第2回 “形式の発明または「渋江抽斎」の事”
(同上)について
- 第3回 上記についての400字感想文合評会
- 第4回 “学問について”(フランスベーコン著
神吉三郎訳『隨筆集』より)の分析
- 第5回 音声表現法Ⅰ、音声表現の意義—「表現
主体」からの考察
- 第6回 文章表現法Ⅰ、「書き出し」について
- 第7回 表徴表現法Ⅰ、主体的な、余りに主体的な
—身体表徴表現についての考察—
- 第8回 表徴表現法Ⅱ、了解的な、余りに了解的な
—神谷氏の多忙な毎日—
- 第9回 文章表現法Ⅱ、近代・現代語の散文文芸作
品における、いわゆる接続助詞「が」につ
いての調査研究
- 第10回 音声表現法Ⅱ、文末上昇調と文の表現意図
との関係
- 第11回 文章表現法Ⅲ、キャッチフレーズにおける
文章表現
- 第12回 音声表現法Ⅲ、会話の「間」について—
ラジオドラマを題材に—
- 昭和56年度の場合は、筆者は、三種の表現法の枠だけを決めて、あとの実際的なテーマの決定や発表の方法などへの介入を避けた。学生が自動的にテーマを決められるように配慮した。これらのうちで、第7回めの表徴表現法Ⅰ、“主体的な、余りに主体的な—身
体表徴表現についての考察—”(担当者;山元隆春)

藤崎智恵子、田中雅美、河野葉子)をとりあげる。プリントは13枚である。目次は次の通りである。

- 1 問題提起
- 2 表現について
- 3 表徴表現の位置づけ
- 4 身体表徴表現について
 - ① 身体表徴表現の分類
 - ② 考察する身体表徴表現の範囲
 - ③ 資料・分析
 - A 行動・状態によるもの
 - B 行動・状態以外のもの
- 5 考察
- 6 反省・発展

発表の組織には、課題について根源から考えようとする姿勢がみえ、興味深い。1の問題提起では、三点をあげている。次のとおりである。

- 1 表徴表現でしか表せないものがあるかどうか。
ことばでは代行することができない表徴表現があるか。
- 2 表徴表現の中で<表現>する主体と、<享受>する主体との関係はどうなっているか。
- 3 表徴表現の<表現>の主体が、自らの<表現>動作を企てない場合でも、表徴表現が成立し得るかどうか。

根本的に、表現や表徴表現そのものを問題にしてみようという姿勢があつて、学究的である。

3の“表徴表現の位置づけ”では

「表徴表現の<享受>の主体は、身体表徴表現、物質表徴表現を問わず、全て「生命を持った人間」でなければならない。加えて、表徴表現の<享受>の主体には、人間の持つ感覚のうち、最低限、視覚または触覚が備わっていなければならない」と、視座を明確に規定している。

身体表徴表現を二つに分け、「A行動・状態によるもの」と「B行動・状態以外によるもの」としている。Aの中には、さらに四つの観点が提示されている。(1)行動・状態に、その行動状態主である主体の意図(思い入れ)がある可能性があるかどうか。—主体に意図(思い入れ)があれば、その行動・状態は、客体に認められなくても、表徴表現となる。(2)行動状態主である主体に意図があり、かつ客体に認められる可能性があるかどうか。—主体に思い入れがなくても、客体に認められれば、その行動状態は表徴表現となる。(3)行動・状態主である主体に意図がないのに、客体は認められる可能性があるかどうか。—主体に思い入れがなくても、客体に認められれば、その行動状態は表徴表現となる。(4)行動状態主である主体の動作が、自分

自身に帰ってくる場合(主体が自分の動作を認める場合)があるかどうか。その①主体の動作に思い入れがある場合、その②無意識的な動作にふと気づく場合、その③鏡に自分の姿を写す場合。

以上のAでは、主体(表現の主体)と客体(享受の主体)との関わりが問題とされたが、次には、二つめの観点として、「身体表徴ことばとの関わり」で、四つの観点が提示されている。すなわち、「(1)身体表徴がことばとひとつの世界に存在しうるか。—ひとつの世界に存在しうるならば、身体表徴ことばのひとつの世界の中での関わりを考えることができる。(2)身体表徴がことばとひとつの世界に存在しうるならば、その世界の中で、ことばと同時にかつ別々に(独立して)存在することができるか。—“別々に存在する”ことがあり得るならば、その中に、ある表徴表現をさし示すことばが存在し得ることになる。(3)ある身体表徴が、それを代行しようとしてことばと一致することがあり得るか。—ある身体表徴とあることばが、一致することがあるならば、その身体表徴は、符号化されたものであると言える。(4)ある身体表徴が、それをさし示すことばのあらわす意味以上のもの(例イメージの広がり)をもつことがあり得るか。—ある身体表徴がそれをさし示すことばの意味以上のものを持つならば、それこそが、ことばでは表しきれない“身体表徴表現”となるのである。」としている。

筆者は、上記のような分析への努力を高く評価したい。担当者は、実証するために、身体表徴表現の用例を、以下のように分類し、表覽している。

○ありうる ×ありえない

用 例	1	2
	4 1 2 3 ①②	1 2 3 4
額にしわをよせる	○○○○○	○○×○
目を閉く	○○○○○	○○×○
目を閉じる	○○○○○	○○×○
ウインクをする	○○×○×	○○×○

(以下省略)

身体各部位の様々な行動・状態を表す語句をとりあげて検討しているのは、独善的であることは認めなければならないとしても、圧巻である。

次いで、「B行動状態以外による身体表徴表現」を二つに分けています。一つは、「再生可能なもの(切られた髪、剃られたひげなどのように、人為を加えられた結果が、再生可能なもの)」である。他の一つは、「再生不可能なもの(先天的に体に備わっているものに、何らかの変化が加えられ、その結果が何らかの表

現ととらえられる)である。Bには、積極的に表徴する作用は少ないが、相手への訴える機能が存する点で、無視できない。

以上で察せられるように、担当者の発表によって、一試案ではあっても、表徴表現の実質が、より明確に整理できてきたことは、大きな進歩であった。演習発表のさいに、多くの質問が出て、さらに発展することになった。その一つに、担当者が、表徴表現で、客体と共に有する状態を、「表現」と称していたのを、「関係段」と改めたことがある。これは、筆者が、「表現段」「状況段」「関係段」などの新概念を設けてみてはどうかと示唆したことによる。担当者は、その間の事情を次のようく説明する。「表現体<表現の主体>の方に意図がなくとも、享受体<享受の主体>が認められれば、その時点で、両者の間には関係段が生じる。ある者が、他のある者の動作を見て、何らかの感情なりが湧いたとする。見られた者は、見た者のことを意識していない。この場合でも、表徴表現の関係段は成立する。つまり、見た者というものは、この関係段の中での享受体であり、見られた者は表現体ということになる。」といふ新しい着想を展開してくれた。筆者の首う表現段(状況段、関係段)の考え方については、稿を改めて論じたい。

むすび

- (1) 筆者が「表徴表現」という新概念を、表象や象徴などとは異なるものとして提示したのは、1980年11月19日であった。2年近く経って、ようやく表徴表現の世界に、少しずつ分析の試案を持てるようになった。筆者の思いは、学生との切磋琢磨による弁証法的な学習の場で、高められていくことを明記しておきたい。
- (2) 昭和55・56年度の“国語表現法研究”演習を通して、筆者は人間表現学の無限界を構造化しようと試みた。未知の世界の開拓に対して、学生は敏感であり、清新の努力を示した。かくして、共に歩んでみて、国語表現法研究とは、もがき歩くこと、創造への努力を積むことだと識った。
- (3) 国語表現法研究の授業実践を通して、学習者は、国語表現の多元的世界の内奥に触れようとした。それらを総合する必要を認識したことであろう。具体例によりつつも、それらを抽象化し、原理や法則を求めてゆく。または、人間社会全体の問題へ結びつけていくような柔軟な思考法を愛すべきである。
- (4) “国語表現法研究”的授業を通して、人間への深い共感連帯の心情や文化への理解が生じはじめる契

機とともに模索したのではないか。人間愛とでも言べきものが、静かに育つというようでありたい。

- (5) いわゆる作文の方法というような技術練磨の方面は、十分に時間を費して実施できなかった。しかし、学生は、課題に対する構思力や創造性を、自由に伸ばしたであろうと思う。
- (6) “国語表現法研究”的視点で一貫した教育課程を、小学校・中学校・高等学校・大学・一般社会にわたって構築すべきであろう。それは、このたび全く考えなかつたけれども、欠くことのできない視点である。
- (7) 国語表現法研究が、国語科内容学の一つとして、確かな実質を備えたとき、今回の実践は、「国語表現法教育原論」とでも称すべき位置を与えられることになろうか。しかし、このたび、昭和55・56年度に、大学3年生について、試行された私どもの“国語表現法研究”は、具体的な授業実践である点で、すでに「実論」たりうるとも言えよう。実論を原論へ帰り深めていくために、さらなる勉学を続けなければならないと思う。

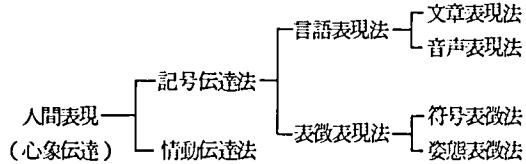
おわりに

国語教育においては、実践の面と学理の面との建設的な協同が、着実な進歩のための核であらう。新構想の開拓に心がけ、それを実践現場で、よりよい教育のために苦心し反省する。深まりが確認しにくく、時間のかかる営みである。迷いつつ、手さぐりで試行していくしか方途はない。

〈注〉

- 1) すでに、表現学会がある。「表現学」が学として、ある一定の学的実質をもって活動している。ここで「人間表現学」と称するのは、“社会的人間としての人間による表現事実”を研究する學問を、言語間の枠を超えて考えようとした理由による。
社会言語学の次に来るものが、「人間表現学」であると筆者は考えている。このように考えることによって、学は、普遍的な人間学そのものに高まるであろう。
- 2) 当初(昭和55年10月)は、国語表現法研究のために、人間表現(心象伝達)の構造について、筆者は、次のように考えて、教室で発表した(図2)。ところが、今回、思想を再整理して、人間表現学という志念を抱くに至った。

図2



- 3) 表徴表現という新術語と、その指し示す内容とは、わかり易かろう。したがって、広く使用されるのはなかろうか。欠けていた概念の欠落部にふさわしい名であってくればいいと思う。
- 4) 1980年10月に、筆者は、はじめてこの授業科目を担当した。
- 5) 文章表現に関する参考文献は、おびただしい数にのぼる。それらを書き記すべきであるが、この度は省略に従って、自らの思いを固めることを優先した。国語表現の構造化のために、かつて、大槻和夫先生のご教示をおおいだことがある。氏に導かれて、しかも自らの責任で構想したものがこれである。
- 6) 教室話法という術語は、教育効果を高めるために、教室現場において使用される独特的の話法を言う。筆者の造語であるが、これは、野地潤家先生の教育話法を参考にさせていただいたことを銘記する。
- 7) 表現の成立する磁場として、主体と客体と表現との共起するあり方を、仮りに「表現殻」と称してはどうかと、筆者は考えたのである。あるいは「表現核」でもよいと思う。その心意には、原子核内に、中性子や陽子が存するようなあり方を想像したのであった。表現のエネルギーの模式である。

〈付 記〉

野地潤家先生のお勧めをいただきて、昭和56年11月

4日、第61回全国大学国語教育学会（佐賀大学）で、「国語表現法研究」の構想とその実践—国語教師教育の立場から—と題して、拙い実践報告を行った。その際には、竹岡正夫・井関義久・谷川英則先生から貴重なご意見を賜った。記して厚くお礼申しあげる。

また、文法を表現法と言い改める考え方は、藤原与一先生からお導きいただいた。深く感謝申しあげる。

（1982. 9. 5.）

〈追 記〉

この秋、私は欧米へ研究生張する機会にめぐまれて、多くの研究者と直接に話し合うことができた。互いに積極的に表現しあい、理解しあう努力が大切であると思われた。そこで、「国語表現法研究」の意義は、今後、さらに大きくなることが予想される。異文化間のコミュニケーションの基礎には、国語表現法についての自覚が要請されよう。国際社会で、日本人が他の国の人々と自由に心を通わせるために、また、人類社会の幸福のために、私どもは、力強く、国語表現法の研究と教育とを推進しなければならない。とくに、表徴表現法の開拓と音声表現法の体系化は、国際的な文化比較の視点をも考慮しつつ、発展させてゆかなければならぬであろう。

国語表現法についての考察は、ひとまず日本語表現法の研究ではあるけれども、つねに、世界諸言語文化の中での「言語共存」という自覚と認識とが必要であると思う。私どもは、「開かれた言語としての国語（日本語）」を心がけて努力してゆかなければならぬ。自由で愛情にみちた、清新な国語表現法をめざしてゆきたい。

（1982. 12. 1.）